

嬉野市空き物件情報登録制度「空き家・空き地バンク」設置要綱

平成24年6月14日

告示第75号

(趣旨)

第1条 この告示は、嬉野市における空き物件の有効活用を通して、嬉野市への定住促進及び地域の活性化を図るため、空き物件情報登録制度「空き家・空き地バンク」(以下「空き家・空き地バンク」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き物件 嬉野市内に存する空き家、空き店舗又は空き事業所、空き地(おおむね1箇月以内に空き家、空き店舗又は空き事業所、空き地になる予定のものを含む。)をいう。
- (2) 所有者等 当該空き物件に係る所有権又は売却若しくは貸借を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家・空き地バンク 空き物件に関する登録及び嬉野市への定住等を目的として空き物件の利用を希望する者(以下「空き物件利用希望者」という。)に関する登録を通して、空き物件の所有者等及び空き物件利用希望者に対して情報を提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家・空き地バンク以外による空き物件の取引を妨げるものではない。

(空き物件の登録申込み等)

第4条 空き家・空き地バンクによる空き物件に関する登録を受けようとする所有者等は、「空き家・空き地バンク」登録申込書(様式第1号)及び「空き家・空き地バンク」登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合は、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは、空き家・空き地バンク登録台帳に登録するものとする。

(空き物件に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条の規定による申込みを行い、空き家・空き地バンク登録台帳に登録された者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家・空き地バンク」登録変更届書（様式第3号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出るものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、「空き家・空き地バンク」取消し願い書の届出があった日までとする。ただし、再度の登録を妨げない。

(空き家・空き地バンクの登録の取消し)

第7条 市長は、当該空き物件に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は「空き家・空き地バンク」取消し願い書（様式第4号）の届出があったときは、当該空き家・空き地バンク登録台帳の登録を取り消すものとする。

(情報提供及び利用登録)

第8条 市長は、必要に応じて、登録者の登録された必要な情報を空き物件利用希望者に提供するものとする。

2 空き物件利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、「空き家・空き地バンク」利用登録申込書（様式第5号）により市長に申し込むものとする。

3 市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは空き家・空き地バンク利用登録台帳に登録するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第9条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家・空き地バンク」利用登録変更届書（様式第6

号)により市長に届け出なければならない。

(利用登録の有効期間)

第10条 登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とする。ただし、再度の登録は妨げない。

(利用登録者の登録の取消し)

第11条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家・空き地バンクの利用登録を取り消すものとする。

- (1) 次条に規定する要件を欠くものと認められるとき。
- (2) 空き物件を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家・空き地バンク利用登録の取消しの届出があったとき。
- (5) 利用登録から3年を経過したとき。
- (6) その他市長が適当でないと認めたとき。

(空き家・空き地バンク利用の申請要件)

第12条 空き家・空き地バンクの情報を受け、空き物件利用希望者は、その利用において、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き物件に定住し、又は空き物件を利用して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者
- (2) 空き物件が所在する区域の自治組織に加入し、地域住民と協調して生活する意思があると認められる者
- (3) 嬉野市暴力団排除条例（平成24年嬉野市条例第2号）第2条第2号から第4号に規定する暴力団員でない者
- (4) その他市長が適当と認めた者

(空き家・空き地バンク利用の申込み及び通知)

第13条 空き物件利用希望者は、空き物件利用申込書（様式第7号）及び誓約書（様式第8号）に希望物件の番号（第4条第2項の規定により登録された登録番

号をいう。) その他必要な事項を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めるときは、当該希望物件の登録者へその旨を通知するものとする。  
この場合において、当該登録者の代理又は仲介を行う者について登録されているときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の通知を受けた登録者又は登録者の代理若しくは仲介を行う者は、遅滞なく当該空き物件利用希望者へ回答し、市長へその回答内容を報告するものとする。  
(登録者と空き物件利用希望者の交渉等)

第14条 市長は、登録者と空き物件利用希望者との空き物件に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。  
(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。